

役員退職慰労金支給規程

財団法人日本視聴覚教育協会

(目的)

第1条 財団法人日本視聴覚教育協会の役員が退任した場合の退職慰労金の支給については、この規程の定めるところによる。

(支給対象者)

第2条 退職慰労金は、次に掲げる役員に支給する。

会長、副会長、常務理事及び常勤の理事

2. 非常勤の理事及び監事については、理事会に諮り退職慰労金を支給することがある。

(在任期間)

第3条 前条の役員の在任期間については、役名の区分に従い就任の日の属する月から退任の月までを対象とし、1年に満たない月数については、1年に対する割合により算出するものとする。

2. 前項の場合、任期中または任期満了後引き続き役員に留任した場合は、継続して在任したもののみならず。

3. 役員の在任中、月の途中において役名区分に変動のある場合は、その月の期間計算は、上位の支給額に係る期間に算入するものとする。

4. 職員退職手当支給規程による退職受給対象者が、第2条第1項の役員に就任するときは、その就任時に職員退職手当支給規程による退職金を清算するものとする。

(算定基礎額)

第4条 退職慰労金算定の基礎額は次の基準による。

第2条第1項の役員の算定基礎額は、退職時における報酬年俸の1/2分の1の額とする。

(支給額)

第5条 退職慰労金の支給額は、前条の基礎額を基準とし、役名区分に相応する在任年月に応じ、別表に定める乗率を乗じた額とし、計算の結果千円未満の端数が生じたときは、千円未満を四捨五入とする。

(加算金)

第6条 役員の在任期間中、特に功労があったと認められるときは、理事会に諮り功労金を加算することができる。

(控除金)

第7条 退職慰労金は、法令による控除金及び退職者の退職時に協会に対し残存する返済金を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときはその遺族に支給する。

2 . 前項の遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第 4 2 条から第 4 5 条までの規定を準用するものとする。

(細則の制定)

第 8 条 この規程の運用に関する細部事項については、会長が別に定めることができる。

附 則

1 . この規程は、平成 1 0 年 1 月 1 日から施行する。

2 . 職員退職手当支給規程による退職手当の支給を受給していない役員については、職員退職手当支給規程に定める退職手当等を支給することができる。

(別表)

役名区分別退職慰労金支給率

役名区分 在職年数	会 長 副 会 長	常 務 理 事	常勤の理事
1年	1.05	0.98	0.91
2年	2.10	1.95	1.81
3年	3.15	2.93	2.72
4年	4.20	3.91	3.63
5年	5.25	4.89	4.53
6年	6.30	5.86	5.44
7年	7.35	6.84	6.35
8年	8.40	7.82	7.26
9年	9.45	8.79	8.16
10年以上	1年につき上率に 1.09を加えた 数値	1年につき上率 に1.05を加え た数値	1年につき上率 に0.98を加 えた数値